十島村地域防災計画 資料編



令和4年2月 改正

十 島 村

目 次

1	十島村防災会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」
2	十島村災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 ·	避難所 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
4	災害救助法施行細則 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
5	災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表・・・・・・・・・・・10

1 十島村防災会議条例

昭和 42 年 3 月 1 日 条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規 定に基づき、十島村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を 定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 十島村地区防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 十島村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に 属する事務

(会長及び委員)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、十島村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから十島村長が任命するもの
 - (2) 鹿児島県の知事の部内の職員のうちから十島村長が任命するもの
 - (3) 鹿児島県警察の警察官のうちから十島村長が任命する者
 - (4) 十島村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから十島村長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、8名以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、十島村の職員、関係指 定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから 十島村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に 関し、必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 15 号) この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 十島村災害対策本部条例

平成8年12月24日 条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の 規定に基づき、十島村災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必 要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があると きは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くこと ができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員職員を 置き、災害対策副本部長、災害対策本部員職員のうちから災害対策本部長が指 名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害 対策本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第38号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3 避難所

避難所一覧(1/2)

				,, ,=	(1/2								
			指定緊急避難場所										
島名	名称 (変更)	洪水	土砂災害 (崖くずれ、土石流 及び地滑り)	高潮	地震	津波	大規模 な火事	火山	指定 避難所	福祉 避難所	防災 拠点施設	標高 (m)	収容 人数
	口之島地区コミュニティセンター	0	0	0	0	0	0	_	0		0	55	25
口之島	口之島小中学校	0	×	0	0	0	0	_	×		0	70	
口之局	(仮称)口之島地区避難所					整備	計予定						
	なごみの里	0	0	0	0	0	0	_		0		63	
	中之島地区コミュニティセンター	0	Δ	_	0	_	0	X	0		0	6	47
	中之島小中学校	0	0	0	0	0	0	0	0		0	21	134
	中之島東区住民生活センター	0	0	0	0	_	0	_	0		0	19	28
	中之島西区住民生活センター	×	×(土石流・急傾斜地)	_	0	_	0	_	×		0	9	
	十島開発総合センター	0	0	0	0	0	0	X	0		0	221	78
中之島	消防車庫前(船倉地区)	_	_	_	_	0	_	_	_		_	27	
	教員住宅前T字路(里地区)	_	_	_	_	0	_	_	_		_	40	
	西村邸前(楠木地区)	_	_	_	_	0	_	_	_		_	56	
	(仮称)椎崎ヘリポート前避難所	整備予定											
	七ツ山三叉路避難所	0	Δ	0	0	0	0	0				279	37
	くつろぎの郷	0	Δ	_	0	_	0	X		0		8	
	諏訪之瀬島小中学校	0	△(校舎:土石流)	0	0	0	0	_	0		0	65	134
	諏訪之瀬島公民館	0	0	0	0	0	0	0	0		0	90	22
諏訪之瀬島	諏訪之瀬島防災活動拠点施設	0	0	0	0	0	0	0	0		0	90	10
	(仮称)諏訪之瀬島避難ターミナル		,			整備	計予定						
	諏訪之瀬島介護予防拠点施設	0	0	0	0	0	0	0		0		97	
	平島地区コミュニティセンター	0	0	0	0	0	0	_	0		0	113	20
平島	平島小中学校	0	_	0	0	0	0	_	0		0	132	134
	平島介護予防拠点施設	0	0	\circ	\circ	\circ	0	_		\circ		119	

避難所一覧(2/2)

		指定緊急	指定緊急避難場所										
島名	名称 (変更)	洪水	土砂災害 (崖くずれ、土石流 及び地滑り)	高潮	地震	津波	大規模な火事	火山	指定避難所	福祉 避難所	防災 拠点施設	標 高 (m)	収容 人数
	悪石島コミュニティセンター	0	0	0	_	_	0	_	0		0	167	22
悪石島	悪石島小中学校	0	_	0	0	0	0	_	0		0	177	134
	ビロウの家	0	_	0	0	0	0	_		0		177	
	小宝島小中学校	0	_	_	0	_	0	_	0		0	9	134
	小宝島公民館	0	0	_	0	_	0	_	0		0	9	17
小宝島	竹之山 (中腹)	_	_	0	0	0	_	_	×		_	24	
	小宝島防災活動拠点施設	0	0	_	0	_	0	_	0		0	9	10
	アダンの里	0	_	_	0	_	0	_		0		9	
	宝島高齢者コミュニティセンター	0	0	0	0	0	0	_	0		0	31	24
ئے جائے	宝島小中学校	0	_	0	0	0	0	_	0		0	53	134
宝島	宝島避難施設	0	_	×	0	0	0	_	0		0	5	11
	小規模多機能ホームたから	0	0	0	0	0	0	_		0		33	

○指定緊急避難場所:災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所

○指定避難所 : 災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなく

なった住民等を一時的に滞在させるための施設

○福祉避難所

: 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること

災害の種類	指定緊急雛所とする判定基準				
洪水	・過去に浸水被害にあっていない施設				
土砂災害(崖崩れ、土石流及び地滑り)	・急傾斜地崩壊危険個所、土石流危険渓流、地すべり危険個所にかからない施設				
工物火音(産朋和、工有加及の地積り)	(安全上支障がない場合は、注意が必要な施設として「△」で表示)				
高潮	・海抜 10m以上に立地している施設				
地震	・耐震基準を満たしている施設(昭和 56 年以降に建築された建物)				
津波	・鹿児島県津波浸水想定浸水区域にかからない施設				
年 仮	・海抜 10m以上に立地している施設				
大規模な火事	・木造でない施設				
火山	・火砕流、溶岩が到達する危険のない施設				
八川	(一次避難所で火口から2Km以上離れている場合は、注意が必要な施設として「△」で表示)				

4 災害救助法施行細則

昭和 35 年 11 月 1 日 規則第 106 号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

災害救助法施行細則(昭和33年鹿児島県規則第84号)の全部を改正する。

(市町村長の協力)

第1条 災害に際し、市町村における災害が災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)第1条第1項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

(市町村長の補助)

- 第2条 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)第13条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定により救助に着手したときは、直ちにその状況を知事に 報告するものとする。

(救助の組織)

第3条 救助に関する組織は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の 規定に基づく鹿児島県地域防災計画の定めるところによるものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第4条 令第3条第1項に規定する救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

(物資の保管命令、収用等の令書)

- 第5条 災害救助法施行規則(昭和22年/総理庁令、厚生省令、/内務省令、大蔵省令、/運輸省令/第1号。以下「規則」という。)第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号のとおりとする。
 - (1) 公用令書(別記第1号様式)
 - (2) 公用変更令書(別記第2号様式)
 - (3) 公用取消令書(別記第3号様式)
- 2 知事は、前項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書を交付するときは、強制物件台帳(別記第4号様式)に所要事項を登録するものとする。

(受領書の提出)

第6条 前条第1項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日を記入し、及び署名押印して、直ちにこれを知事に提出しなければならない。

(受領調書)

第7条 規則第2条第3項の規定により、当該職員が収用し、又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに受領調書(別記第5号様式)を作成する場合は、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立ち会わせることができない場合は、この限りでない。

(損失補償請求書)

- 第8条 規則第3条の規定による損失補償請求書は、別記第6号様式による。
- 2 知事は、損失補償請求書の提出があつたとき、およびこれに基き損失の補償を行ったときは、強制物件台帳に所要事項を記録するものとする。

(従事命令の令書)

- 第9条 規則第4条に規定する公用令書および公用取消令書の様式は、それぞれ次 の各号のとおりとする。
 - (1) 公用令書(別記第7号様式)
 - (2) 公用取消令書(別記第8号様式)
- 2 知事は、前項の公用令書又は公用取消令書を交付するときは、救助従事者台帳(別記第9号様式)に所要事項を登録するものとする。
- 3 第6条の規定は、第1項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について 準用する。

(救助に従事できない場合の届出)

- 第10条 規則第4条第2項の規定による届出は、次に掲げる書類を添附して行わなければならない。
 - (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
 - (2) 天災その他やむを得ない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な官公吏の証明書

(実費弁償の基準)

第11条 令第5条に規定する実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりと する。

(実費弁償請求書)

第12条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、別記第10号様式による。

(立入検査証)

第13条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により当該職員が立入検査に当たつて携帯しなければならない証票は、別記第11号様式による。

(扶助金の支給基礎額)

第14条 令第8条第2項第2号及び第3号に規定する扶助金の支給基礎額は、別表 第3のとおりとする。

(扶助金支給申請書)

- 第15条 規則第6条に規定する扶助金支給申請書は、別記第12号様式による。
- 2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書には、 次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとす る。
 - (1) 休業扶助金支給申請書 負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - (2) 打切扶助金支給申請書 療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書
- 3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、法第12条の規定に基づき扶助金を受けようとするときは、規則第6条及び前項各号に定める書類のほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付するものとする。

附 則(平成30年9月4日規則第33号) この規則は、公布の日から施行する。

5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類		費用の阻	度額		期間		備考		
避難所の設置	災害により現 に被害を受け、る は被害をのある。	避難所設置費 1人1日当たり) 加算(以下) 等(以下) が特 はなるはな がでなるはな。 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	「高齢所」 「温がから に に に に い が が が が が が が が が が が が が が が	災害を の日しの りの りの りの りの りの りの りの りの りの りの りの りの りの	7 組持及 里 第雇」 用謝金 又は 最 設便所	出費用は、「う を要、消耗器を決勝の使 は一種のででは、 は一種のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	ための賃金 材費、建物 日謝金、借 熱水費並び 費とする	に職員 の使 上費 に仮
	焼又は流失し居 住する住家がな い者であって自	1 規格 1 戸当 (9坪)を基準 2 限度額1戸当 以内 3 同一敷地内等	とする。 り 2,530, に概ね は、集会 回設を設	,000 円 50 戸以 等に利 置でき	日から20日 以内着工 但し厚重と とり期間 より期間	日 2,401 まにる 上置 1 ス 2 1 ス 3 1 ス	均1円に関する。 1円に置する。 1円に置する。 1円に置ける。 1日に置ける。 1日に 1日に 1日に 1日に 1日に 1日に 1日に 1日に	であれば。 じ市町村相 数の融通が 爰護者を数 で仮設住宅」 建築基準約 01号)第85	tv。 互間 で 以設 収設 昭第
	難している者 2 住家けないでいる者 2 をので一ないでいる。 3 等事 3 等事 必要のある者	2 被災地から一 地)等に避難す 支給可(大人、/)	主食,副 時縁故先 る場合、 、人の差別	食及び (遠隔 3日分 別なし)	以内 (但し厚生 大臣の承記 により期間 延長あり)	の 食品給与 食品がびば し し し し し し し し し し し し し し し し し し し	手のための? 余した金額? こい		
飲料水の供給	現に飲料水を 得ることができ ない者	当該地域における	る通常の)実費	災害発生 の日から ⁷ 日以内				
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊(焼)、 流失、床上浸水、, 船舶の遭難等に	2 下記金額の範囲	は災害発 る。	生の日	災害発生の	日 の評価 2 現物 主 忍	審物資の価値 面額 加給付に限る		
		区 (単位	分 (円)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5 人世帯	6人以上1人 増す毎に加算
		全壊 全焼	夏	17,800	22, 900	33, 700	40, 400	51, 200	7, 500
		流失半壊	冬	29, 400	38, 100	53, 100	62, 100	78, 100	10, 700
		半焼 床上	夏 冬	5, 800 9, 400	7, 800	11, 700 17, 400	14, 200 20, 600	18, 000 26, 100	2, 500 3, 400
		浸水	<u>1 </u>				1	l	
医療	医療の途を失った者(応急的処置)		医療器具 所…国民	Lの修繕 L健康保		±	学の移送費に	は別途計上	

別産 災害発生の日	
以前又は以後 7 日以内に分べん 2 助産師による場合は、慣行料 2 助産師による場合は、慣行料 (但し厚生 大臣の承認 により期間 延長あり) (担 の 承認 と で 素認 により期間 延長あり) (担 の 承認 と で 表 ない者 2 生死不明な 状態にある者 2 生死不明な 大態にある者 2 災事場及び便所等日常生 (焼)し、自らの資力により 1 世帯当たり 応急修理をすることができない者 2 災害のため 住家が半壊し、大規模な補修を を行わなけれ ば当該住家に 居住すること が日難な者 2 災害死生 (焼) 大規模な補修を を行わなけれ ば当は住家に 居住すること が困難な者 (焼)、流失、半壊 (焼) 又は床上 浸水により学用 出 2 文房具及び通学用品は、次の (その他の で 承認を受けて使用している教材 表 1 カ月以内 (
出	
その応急修理	の捜索」 途計上
5	
傷し、就学上支障のある小学校児童 (特別支援学校の小学部児童で)及び中学校生徒(中等教育学校の前期課程を含む。以下管理を含む。以下高等学校の市期課程をを含む。以下高等学校をの中学がおりる大きに、高等学校(定時間の制の、中等報程とで、1人当り4,800円 高等学校をできる。)、中学校生徒(高等学校(定時間の制の、中等報程程をを含む。)、中等報程程であいる。)、中等報程程で時間制の課程をを含む。)、特別支援を専門学校、画等等も関連であり、の、特別支援であり、の、特別支援であり、の、特別支援であり、の、特別支援であり、の、特別支援であり、の、特別支援であり、の、特別支援であり、の、特別支援であり、の、特別支援であり、の、「特別では、1人の円 (本)	一切々の実
埋葬 災害の際死亡した者を対象にした者を対象にした者を対象にした実際に埋葬を実施する者に支給 大人(12歳以上) の日から10であっても対象となる。日以内のよりであっても対象となる。日以内のよりであっても対象となる。日以内のよりであっても対象となる。日以内のよりであっても対象となる。日以内のよりであっても対象となる。日以内のよりであっても対象となる。日以内のよりであっても対象となる。日以内のよりであっても対象となる。日以内のよりであっても対象となる。日以内の表面は表面は表面は表面は表面は表面は表面は表面は表面は表面は表面は表面は表面は表	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者		日から 10 日 以内 し厚 (但 の 承 認 により 期間 延長あり)	2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
	体に関する処理 (埋葬を除く)を する。	1 体当り 3,400 円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実績 既存建物以外 1 体当り 5,200 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生 の日から 10 日以内	2 輸送費、人件費は、別途計上
去	居活ではがいに状つも該すな、ないにき玄運る居態自て害こ場でも住にらし物といいに込めであのてをがといいいないであのである。と所害れ時な、力は除でもの又物で的いかを当去き	133, 900 円以内	日以内 但の厚生大に 足の期間 長あり	て、対象数の融通ができる。
	1被災者の避難2飲料水の供3医療及の助救索4被災者の捜5死体の処理7救済用物資整理配分	当該地域における通常の実績	救助の実施 が認められ る期間以内	
実費弁償	行令第 10 条第 1 号から第 4 号ま		救助の実施が認問以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額